

20年末手当 各社回答 JR東海は2・2カ月 バスは2・0カ月

貨物 超低額回答に抗議



国労東海

国鉄労働組合本部
東海エリア本部

東京港区新橋5-15-5
交通ビル7階

発行責任者 上野 力
編集責任者 高木 亨

JR東海は11月11日、年末手当について「2・2カ月、12月10日以降準備出来次第支給」と回答しました。回答を受け東海本部は、国労要求3・0カ月はおろか、安定的支給ベースをも下回るとして抗議の上、持ち帰り検討としました。その後、「2020年度年末手当回答を受けての声明」(2面に掲載)を行い、執行委員会で議論し各級機関で意見交換を実施した上で妥結へ至りました。

国労要求を訴える

JR東海との団体交渉は、10月23日、30日、11月11日の3回行いました。趣旨説明では、コロナウイルス感染症に伴う利用客の減少に伴い厳しい業績が予想されるが、労働者の生活は度重なる生活用品や社会保障費等の値上げの中、年末手当に期待する声が職場で溢れていることを訴えました。

会社からは、「当社は第1四半期において734億円の営業損失を計上し、新幹線、在来線共に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく前年を下回り、かつて経験したことのない大変厳しい状況」との説明を受けました。

交渉では、消費税率10%の引き上げや先行きが不安な年金、社会保障、健康保険料の値上げ等将来への不安の中、ベースアップ分では補えないと主張。コロナ禍の中で指定公共交通機関としての役割を社員一人ひとりが自覚し、感染リスクに晒されながらも奮闘したと訴えました。

回答時に会社は、「安定的支給ベースの重みはこれまでの議論の積み重ねではあるが、会社発足以来厳しい状況であり、これまでの延長線上で年末手当を支給することはできない」と述べるとともに、「年末手当の回答にあたって」という社長コメントを社員あてに発表しました。東海本部は、低額回答であることから持ち帰り検討としました。

交渉では、消費税率10%の引き上げや先行きが不安な年金、社会保障、健康保険料の値上げ等将来への不安の中、ベースアップ分では補えないと主張。コロナ禍の中で指定公共交通機関としての役割を社員一人ひとりが自覚し、感染リスクに晒されながらも奮闘したと訴えました。

超低額回答に抗議

JR貨物との団体交渉は10月24日に第1回団体交渉が行われ、国労は、JR貨物は2019年度まで多くの自然災害に見舞われつつも10期連続で黒字計上している一方、社員数は会社発足時より半減以下で仕事量が増加していること、2018年春闘まで18年連続ベアゼロを実施して社員の犠牲は計り知れず、今年度は新型コロナウイルスの影響もあり過酷極まる現場で働く社員の労苦に報いる満額回答をするように訴えました。

貨物会社からは11月12日に「1・6カ月、12月7日支払い」の低額回答を受けました。回答に対し「企業として社員に責任



JR貨物は2019年度まで10期連続で黒字計上している

を果たしていない」とし、①コロナ禍による先行き不透明を理由とした低額回答ありきで全く誠意が見られない、②回答は社員と家族の厳しい生活実態を全く顧みないものでしかない、③コロナの危機と隣り合わせで業務に携わる社員の努力を無にし、社員感情を逆なでするものではない、④経営に影響を与える数々の根幹問題を先送りにし、社員犠牲の経営を続ける責任は重大だ、と4項目にわたって抗議をしました。そして、「極めて不満である」と重ねて抗議し持ち帰り検討しました。

バス会社も低額回答

JR東海バスとの年末手当交渉は、11月24日に会社側から回答があり、「2・0カ月、12月10日支給」でした。交渉では、安定的支給ベースについての議論をはじめ、年末手当は生活給であることやコロナ禍で働く社員に対して報いるよう訴えました。

会社の回答に対して国労は、要求とかけ離れた内容であるとして持ち帰り検討しました。その後、議論の結果、11月27日に妥結しました。

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

類焼損害保障

個人賠償保障

借家人賠償保障
+修理費用

※借家にお住まいの方のみ

オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険(株)に引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
火災共済 (JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

11月11日、東海旅客鉄道株式会社は我々、国労をはじめとしてすべての労働組合に2020年度年末手当回答を行った。回答内容は昨年を大幅に下回る2・2カ月でいわゆる35歳ポイントでは、『基礎給32万5200円、支給額71万5440円』となった。

国労東海本部は10月16日に要求を提出し、要求獲得に向け交渉をはじめとして職場での宣伝などを中心に奮闘してきた。今回の要求額は

2020年度年末手当回答を受けての声明

国鉄労働組合東海本部
2020年11月12日

例年の3・5カ月からコロナ禍の経営状況などを考慮したうえでこの間交渉で確認してきた年末手当の安定的支給2・9カ月に罹患の危険に晒されながら指定公共交通機関としての自覚を強く持ち、安全安定輸送を支えている頑張りによっているために0・1カ月の上乗せをした3・0カ月の要求を行い交渉してきた。

しかし、会社は、主張は理解できるがこの間確認してきた安定的支給は赤字における議論であり、これまで経験したことのない厳しい経営状況であり、利益を見いだせていない状況で、賞与の前提が崩れているが社員の頑張り等を踏まえ検討していると主張した。

しかし、回答は会社発足後最低の月数であり昨年と比べると0・8カ月減、金額では35歳ポイントで昨年の96万9300円から25万円以上の減額となった。回答に際して会社からは異例となる社長から「年末手当の回答にあたって」という文章が出された。未曽有の新型コロナウイルス感染症の影響で社員が安全・安定輸送の確保や各種施策の推進に尽力していることに感謝していることからはじまり、

乗り越えていかなければならない、私たちの使命として安全・安定輸送により社会を支える使命がありその使命は変わらないこと、そして安全に仕事を進める能力、より良いサービスを提供する能力、効率的に仕事を進める能力を磨いてきており、その努力を緩めてはならないこと。新型コロナウイルス感染症が収束した際にはその培った力をもとに大いなる飛躍をしたい。これらのことなどを鑑みて2・2カ月の回答とし、これまでの延長線上での賞与を支給できないが、社員が一致団結して業務に邁進することを強く期待して判断したとしている。

国労はこのような厳しい状況のときだからこそ現場で働く組合員・社員の意欲を引き出すことが重要であると考えており、コロナ禍のなかでも感染拡大と隣り合わせで安全安定輸送を支えている全社員に対し、安定的支給2・9カ月は最低でも支払うべきであると考えている。

今回の回答は組合員・社員の頑張りに対し十分に報いる回答とは到底言えず、さらに国労要求の3・0カ月はおろか、安定的支給ベース2・9カ月を0・7カ月も下回る2・2カ月の支給に対し回答の場で強く抗議した。

現在、妥結については持ち帰り各級機関と検討を行っており、組合員も回答内容を検討し、職場から多くの声をあげることがを要請する。

しかし、回答は会社発足後最低の月数であり昨年と比べると0・8カ月減、金額では35歳ポイントで昨年の96万9300円から25万円以上の減額となった。回答に際して会社からは異例となる社長から「年末手当の回答にあたって」という文章が出された。未曽有の新型コロナウイルス感染症の影響で社員が安全・安定輸送の確保や各種施策の推進に尽力していることに感謝していることからはじまり、

乗り越えていかなければならない、私たちの使命として安全・安定輸送により社会を支える使命がありその使命は変わらないこと、そして安全に仕事を進める能力、より良いサービスを提供する能力、効率的に仕事を進める能力を磨いてきており、その努力を緩めてはならないこと。新型コロナウイルス感染症が収束した際にはその培った力をもとに大いなる飛躍をしたい。これらのことなどを鑑みて2・2カ月の回答とし、これまでの延長線上での賞与を支給できないが、社員が一致団結して業務に邁進することを強く期待して判断したとしている。

国労はこのような厳しい状況のときだからこそ現場で働く組合員・社員の意欲を引き出すことが重要であると考えており、コロナ禍のなかでも感染拡大と隣り合わせで安全安定輸送を支えている全社員に対し、安定的支給2・9カ月は最低でも支払うべきであると考えている。

解雇を早期に撤回せよ

JAL本社前大包围行動に300人

国労東海本部は11月10日、JAL本社前の「大包围行動」(主催・JAL国民共闘会議)に参加しました。



JAL本社前で早期に争議を解決せよと訴える支援の仲間たちと国労の参加者

この解雇は、経営破綻を理由付けに、物を言う組合を潰すために行われた不当労働行為として解雇撤回とJALへ復帰を求めました。

せざる闘いが続いています。不当解雇撤回を訴えるべく国労の他にも共闘する組合や地域の団体など300人が駆け付けて早期解決することを強く訴えました。

生きるためのがん保険Days1 ALL-in
保障期間:終身(治療給付金)(がん先進医療給付金-がん先進医療一時金は10年更新)
▽上皮内新生物は保障の対象外

治療	治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を受けた日ごと 特約給付金10万円の場合 10万円 (歳別600万円まで)
先進医療	がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と特約額(特約2,000万円まで) (上記に加え、がん先進医療一時金1年間に1回を限度1万円)
診断	診断給付金 一時金として1回限り 50万円 がん 上皮内新生物 5万円
入院	1日につき 10,000円
通院	1日につき 10,000円

特定保険料払込免除 入院や通院が所定の条件に該当したとき以後の保険料はいたしません(保険は継続します)

契約年齢・満85歳まで	月払保険料 (団体取組)	
左記プランの組合 契約済みなタイプ 定額タイプ 保険料払込期間:終身(治療給付金) (がん先進医療給付金-がん先進医療一時金)は10年更新 特約(特約料は別添)付き	男性	女性
契約日		
20歳	2,223円	2,223円
30歳	2,953円	3,214円
40歳	4,454円	5,248円
50歳	7,447円	7,031円
60歳	13,282円	8,661円

2020年3月23日現在

ニーズに合わせて特約をプラス! 治療に伴う外見のケアに備える (保障期間:10年更新) 外見ケア特約

アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

アフラック
東京第二法人営業部
東京都港区西新橋2-1-1 三井ビル19F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658
P19437 アフラック2020-0559-2007/029 2/313